**平成２９年（フ）第１００３号**
広島市中区江波栄町８番８号
債務者　山田　保幸
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　泰輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第３１８号**
広島市安佐北区落合４丁目15番８－102号
債務者　市川　寛之
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺西　環江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第４５号**
福島市南沢又字松北町３丁目１番地の３
債務者　髙杉　光男
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月21日まで
福島地方裁判所

**平成３０年（フ）第２５号**
岩手県陸前高田市高田町字鳴石51番地165市営住宅鳴石第２団地315号、前住所岩手県陸前高田市米崎町字松峰59番地11
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川見　哲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成３０年（フ）第５５号**
山形市南館３丁目８番３号　９号棟、前住所山形市城北町１丁目１番11－301号　グリーン霞城
債務者　斉藤　謙一
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山形地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第６１号**
山形県天童市長岡北１丁目２番31号　アスカハイツＡ棟　203号
債務者　横沢真之介
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　洋江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山形地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第２２号**
新潟市中央区関屋本村町１丁目69番地　ハイツモンマルトルH号室、前住所山形県酒田市ゆたか２丁目13番地の９
債務者　阿部　恵徳
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成３０年（フ）第３４０号**
神戸市東灘区御影本町６丁目３番22号
債務者　増谷　和人
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　隆久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３４２号**
兵庫県西宮市神楽町６番４－506号
債務者　白澤　　亮
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１６５号**
岡山市中区湊113番地19
債務者　山地　繁幸
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上西　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１８１号**
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2387番地５
債務者　八木　晃治
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成３０年（フ）第１２５号**
熊本市中央区保田窪１丁目５番31号　モンテ保田窪404
債務者　石川　幹裕
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成３０年（フ）第１３９号**
静岡県沼津市中瀬町24番１号　沼津中央病院、住民票上の住所静岡県沼津市沼北町２丁目６番８号　レオパレス沼北第３・204
債務者　諏訪部裕之
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細沼早希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成３０年（フ）第３１号**
岩手県大船渡市猪川町字善蔵敷66番地１
債務者　伊藤　貴浩
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成３０年（フ）第４４号**
岡山県倉敷市船穂町船穂2649番地９
債務者　中濵　圭子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第２７２号**
北九州市若松区高須南４丁目３番10－504号
債務者　大林　　保
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第２７３号**
北九州市若松区高須南４丁目３番10－504号
債務者　大林久美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部